

内閣府特命担当大臣 (防災)

小 此 木 八 郎 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成30年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	稲	田	寿	久
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	下	村	佳	弘
鳥	取	県	町	村	森	安		保
鳥	取	県	町	村	川	上		守

局地激甚災害指定基準の緩和について

《提案・要望の内容》

○同一災害による被災地でありながら、自治体の財政規模や被害規模によって局地激甚災害指定を受けられない場合があることから、指定基準を緩和すること。

①公共土木施設等の被害においては、指定基準が、標準税収入「50億円以下」の市町村と「50億円を越え、かつ、100億円以下」の市町村で大きく異なっており、標準税収入や被害規模の僅かな差によって財政負担に大きな差が生じている。(単位：億円)

区 分	指定基準 (ロ)					指定基準 (ハ)				
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
標準税収入額	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
下限の査定額	2	4	6	8	10	18	26	34	42	50

②農地等の災害復旧事業等においては、「農業所得推定額×10%」の要件を満たしている市町村であっても、この要件を満たす市町村の合計査定額が5千万円未満である場合は除外されるとの基準であることから、指定されない場合が生じている。

※鳥取県中部地震では、北栄町以外の市町は指定されなかった。

<参考>

1 鳥取県中部地震における局地激甚指定の状況

<公共土木施設等の状況>

(単位：千円)

	公共土木施設	公立学校施設	公営住宅施設	社会福祉施設	査定額 (A)	H28 標準税収	基準額 (B)	A - B	局激指定
倉吉市	552,455	533,924	80,172	575	1,167,126	5,234,792	1,187,834	△20,708	×
三朝町	28,288	2,073	19,830	34,391	84,582	595,471	250,000	△165,418	×
湯梨浜町	154,209	2,573	0	1,999	158,781	1,373,257	274,651	△115,870	×
北栄町	220,849	6,260	41,493	1,816	270,418	1,329,749	265,950	4,468	○

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助に係る指定基準

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業 > 当該市町村の標準税収額 × 50%
(査定事業費が1千万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収額 × 20%

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を越え、かつ、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額

> 当該市町村の標準税収額 × 20% + (当該市町村の標準税収入 - 50億円) × 60%

(査定事業費が1千万円未満のものを除く)

ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

<農地等の状況>

(単位：千円)

	農地等	林道	査定額 (A)	農業所得	基準額 (B)	A - B (C)	局激指定
倉吉市	54,610	7,989	62,599	2,200,000	220,000	△157,401	×
三朝町	16,646	18,929	35,575	280,000	28,000	7,575	×
湯梨浜町	11,698	0	11,698	1,040,000	104,000	△92,302	×
北栄町	31,903	0	31,903	2,970,000	297,000	△265,097	×

農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置に係る指定基準

当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%

(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く)

ただし、該当経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。(要件を満たす町村の合計査定額)

被災者生活再建支援制度の拡充について

《提案・要望の内容》

○被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない「半壊」「一部損壊」まで支援を拡充すること。

※国の被災者生活再建支援は、規模の大きい自然災害を対象としており、大規模半壊までが支援の対象とされているが、平成28年に発生した鳥取県中部地震では、屋根や壁の一部損傷など本支援の対象に至らない被害が多数発生した。（一部損壊13,701件／被害総数14,024件（約97.7%））

※本県では、鳥取県中部地震の被害実態に鑑み、従来の本県独自の制度を拡充し、半壊以下の被害にも支援を行った。

○国の被災者生活再建支援基金への都道府県拠出金に対して、地方交付税措置等の財政支援を行うこと。

<参考>

<国制度と県制度の比較>

○県制度は国制度で支援の対象とならない部分を補完。

○全県で10世帯以上、市町村で5世帯以上又は集落の1/2かつ2世帯以上の住宅が全壊した自然災害を対象。

○鳥取県中部地震による被害等に鑑み、支援を拡充。

○また、住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の修繕への支援も対象。

（単位：千円）

区分	対象となる自然災害の規模	住宅再建方法	全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半壊 (20%以上)	一部損壊 (10%以上)	小規模破損 (10%未満)	対象経費
国制度	次のいずれかに該当する災害 ①災害救助法に該当する被害 ②市町村で10世帯以上の住宅が全壊 ③都道府県で100世帯以上の住宅が全壊 等	建設	(2,250)	(1,875)	—	—	—	使途不問
		購入	3,000	2,500	—	—	—	
		補修	(1,500) 2,000	(1,125) 1,500	—	—	—	
		賃借	(1,125) 1,500	(750) 1,000	—	—	—	
鳥取県制度	次のいずれかに該当する災害 ①全県で10世帯以上の住宅が全壊 ②1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 等	建設	(2,250)	(1,875)	(750)	—	—	住宅の建設、購入又は補修
		購入	3,000	2,500	1,000	—	—	
		補修	(1,500) 2,000	(1,125) 1,500	(750) 1,000	300	20	

1) 区分の下端()内のパーセントは、内閣府被害判定運用指針に基づく損害割合

2) 金額欄の上段()内は、単身世帯、下段は複数世帯への支給額

3) 県の全壊・大規模半壊の給付金は、国と同様に定額だが、半壊・一部損壊の場合は実施経費と比較して低い方の額を支援

<鳥取県中部地震での支援額>

再建支援金支出状況	件数(件)	金額(千円)	備考
全壊※	75	200,125	国制度の適用のみ
大規模半壊	8	12,000	同上
半壊	240	228,371	県制度の適用のみ
一部損壊	3,319	975,221	同上
修繕支援金(10～50千円)	10,382	465,330	同上
合計	14,024	1,881,047	
うち国制度の適用のみ	83	212,125	
うち県制度の適用のみ	13,941	1,668,922	

県と市町村が共同で拠出した基金を活用
…義援金等を活用

※半壊判定であったが、解体し全壊の支援金を受けたものを含む

<被災者生活再建支援基金の状況>

○H30年度に熊本地震同程度の災害が発生した場合、H31年度中に基金が300億円を下回る可能性があることから、4月17日の全国知事会で、基金の拠出再開の報告があったところ。

区分	全国拠出額	本県拠出額	国の財政支援措置
H11	300億円	2.3億円	起債充当率100%（被災者生活再建支援基金債） 交付税算入80%
H16	300億円	2.3億円	起債充当率100%（一般事業債（一般分）） 交付税算入80%
H23	東日本大震災分：342億円	2.6億円	特別交付税100%
	通常災害分：538億円	4.0億円	特別交付税95%+起債5%（交付税措置なし）